

経済振興委員会報告資料

九州大学産学官連携イノベーションプラザについて

令和5年6月
経済観光文化局

九州大学産学官連携イノベーションプラザについて

九州大学産学官連携イノベーションプラザへの市有地貸付けが期限を迎えるに当たり、九州大学から土地返還の意向が示されたことから、当該施設に係る協議、検討の状況を報告するもの

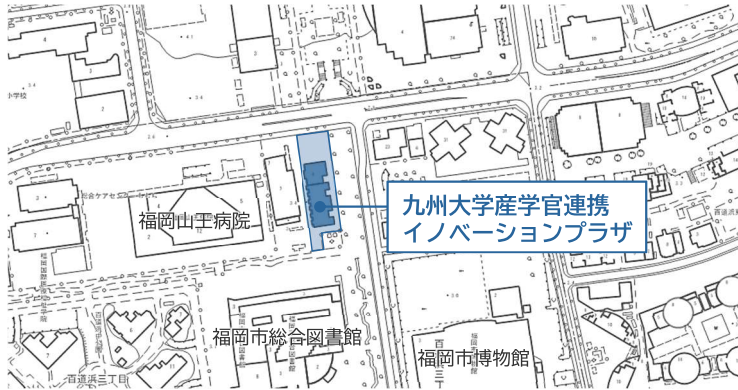
1. 土地・施設の概要

土地

- ・場所 - 福岡市早良区百道浜3丁目
- ・面積 - 2,399㎡
- ・所有者 - 福岡市

既存施設（九州大学産学官連携イノベーションプラザ）

- ・構造 - 鉄筋コンクリート造、4階建て
- ・延床面積 - 約2,693㎡
- ・竣工 - H13年（築22年）
- ・所有者 - 九州大学（市有地を無償貸付）



<既存施設のこれまでの経緯>

- ・H13年11月～ **研究成果活用プラザ福岡 開館**（後に「JSTイノベーションプラザ福岡」へ改名）
 - ・所有者 - 科学技術振興事業団（現：国立開発研究法人 科学技術振興機構）
 - ・目的 - 大学などの研究成果を活用した新規事業やベンチャー企業の創出を促進
 - ・土地の貸付期間 - H12.11.1～H42.3.31（期間終了後は更地返還が原則）※公共性の高い団体・事業であり、本市産業の振興に寄与するため土地を無償貸付
- ・H24年3月 **JSTイノベーションプラザ福岡 閉館**（国の事業仕分け）
- ・H25年9月～ **九州大学産学官連携イノベーションプラザ 開館**
 - ・九州大学が施設を譲り受け機能を継承（土地の無償貸付を継続）
 - ・土地の貸付期間 - H25.4.1～R5.3.31（期間終了後は更地返還が原則）
- ・R4年1月 **九州大学より土地の貸付期間を1年間延長の要望**
（入居者の退去調整や施設解体等により、期間内での土地の返還が困難と判明したため）
※九州大学からの期間延長の申し出を契機として、市への既存施設の譲渡の可能性等についても九州大学と意見交換を開始
- ・R5年3月 **土地の貸付期間を1年間延長**（H25.4.1～R6.3.31）
※引き続き、九州大学産学官連携イノベーションプラザの用途として延長

2. 現在の検討状況

現在、下記の方角で検討を進めているところ

- 当該施設は、良好な状態で維持・管理されているため、九州大学から無償譲渡を受けるなど、市において当該施設を有効活用
- 情報関連産業が集積する百道浜地区の特性や、これまで当該施設が担ってきた役割を踏まえ、本市経済を牽引する成長性のある分野の企業の成長を支援する用途として活用

3. 今後の進め方

今後、行政・民間需要の把握や、本市財政への影響等を検証しながら、引き続き、九州大学と協議・調整を行い検討を進める